

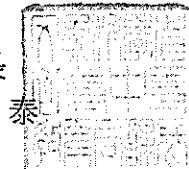
6月5日の「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について(通知)」を更新しました。主な更新部分に網掛けをしていますので、御確認をお願いします。



2初教課第11号
令和2年7月17日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社事務担当課長
殿

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
滝 波



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局教科書課長
中野理



(印影印刷)

学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について（第2報） (通知)

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について」(令和2年5月15日初等中等教育局長通知)において、臨時休業及び分散登校の長期化などにより学校の授業における通常の学習活動で指導を終えることが困難な場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することや、最終学年以外の児童生徒に係る教育課程に関する特例的な対応として令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成することが考えられる旨、示したところです。

この度、教科書発行者の協力を得て、小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）及び中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。）の教科書の取扱いに当たり、授業以外の場において取り扱うこととなることが考えられる活動や次学年又は次々学年に移すことが考えられる内容を具体的に示すなど、授業における学習活動の重点化や次年度以降を見通した教育課程編成を行う際の参考となる資料を作成いただき、文部科学省ホームページ内の「子供の学び応援サイト」における「学校の先生へ」のページにおいてお知らせしています。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00512.html)

小学校第6学年及び中学校第3学年以外の学年の各教科についても教科書発行者から順次参考資料が提供されています。各設置者及び学校におかれでは、今後は教育課程を編成するに当たり、「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について」（令和2年6月5日付け教育課程課長・教科書課長通知）に替え、本通知の下記留意事項等を踏まえた上で、当該資料を参考にしていただきますよう、お願いします。

高等学校等におかれても、各教科・科目等の特質や、生徒の発達の段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、本通知を参考にしていただければと思います。

各都道府県教育委員会におかれでは、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれでは、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれでは、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各國公立大学長におかれでは、その管下の学校に対し、周知くださいますようお願いします。

記

1. 学習活動の重点化等に係る基本的な留意事項

- 学校教育は、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、その趣旨を踏まえて、感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行いつつ、学校における指導を充実させることが必要である。具体的には登校日の設定や分散登校の実施、例えば1コマを40分や45分に短くしたうえでの一日当たりの授業コマ数の増加等の時間割編成の工夫、長期休業期間の短縮、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等の工夫が考えられる。学習活動の重点化は、このような各種の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難である場合の特例的な対応であること。
- 学習活動の重点化は、限られた授業時数の中で学習指導要領に定める内容

を効果的に指導するため、学校の授業において、教師と児童生徒の関わり合いの中で学習への動機付けを行い学習に見通しを持たせる活動や、児童生徒同士が協働して自己の考えを広げ深める活動、指導に当たっての安全性の確保や実施に要する教材・教具の整備等の観点から学校で実施することが望ましい実技や実習等を重点的に取り扱う趣旨であること。

- 各設置者及び学校においては指導計画の見直しに際し、本通知や教科書発行者提供の参考資料も踏まえつつ、各地域や学校、児童生徒の実態を踏まえて、何を学校の授業以外の場で取り扱うことが適切であるかを検討した上で判断する必要があること。
- 学習活動の重点化に当たっては、ICT や学習指導員の活用、地域・家庭等との連携などを図るとともに、学校の授業以外の場での児童生徒の学習状況を適切に把握すること。その際、児童生徒の学習状況に応じて必要な場合には個別に指導を行う等の配慮を行うこと。
- 学校の授業以外の場で取り扱う学習活動のうち、特に家庭において行うものについては、家庭の事情等に鑑み、家庭での実施が困難と思われる児童生徒について学校で個別に指導を行う等の配慮を行うこと。
- 児童生徒が長時間近接して活動する学習活動等、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動について、教科書発行者提供の参考資料において指導順序の変更等の例も示されていることから、地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて参考にされたいこと。
- 次年度以降を見通した教育課程編成は、今年度在籍している最終学年以外の児童生徒（小学校第1学年から第5学年まで、中学校第1学年及び第2学年、高等学校第1学年及び第2学年等）に係る教育課程に関する特例的な対応として、各学校において本年度指導を計画している内容について学年内に指導が終えられるように努めても、なお臨時休業及び分散登校の長期化などにより指導を終えることが難しい場合に、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成することができる措置であること。
- 令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行う場合には、児童生徒の発達の段階を踏まえるとともに、令和3年度又は令和4年度に指導が計画されている内容や教科書の内容全体をよく確認し、令和3年度又は令和4年度の教職員や児童生徒への負担が過重にならないよう留意する必要があること。

- 児童生徒同士の話合いや共同での発表資料の作成などの活動を ICT の活用により感染症対策を講じながら効果的に行ったり、オンライン上のコンテンツを効果的に活用することにより学校の授業以外の場での学習活動を充実させたりするなど、指導計画の見直しに当たり ICT の効果的な活用について検討することが重要であること。
- 地域や家庭に対して丁寧に説明を行い、子供たちの「学びの保障」のための取組方針について十分に認識の共有を図ることが重要であること。
- 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、学習活動の重点化を行うこととなり、それによって学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったとしても、そのことをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

2. 学習活動の重点化等に係る考え方

- 学校の授業で取り扱う学習活動の重点化等について検討する際には、以下の考え方を参考とすることが重要であること。

(1) 小学校

①各教科等に共通の考え方

- 特に授業時数が限られている現下の状況にあっては、学習指導要領に規定されている内容を改めてよく確認し、それを効果的に指導する観点から、主たる教材である教科書及び教科書と併用できる教材について、授業において取り上げるべき箇所を確認することが重要である。なお、教科書における発展的な学習内容については、児童の理解や習熟の程度に応じて必要に応じ学習するものであり、必ずしも全ての児童が学習しなければならない内容ではない。
- 学校の授業以外の場で取り扱う学習活動については、事前指導を十分に行った上で取り組ませるとともに、児童一人一人の授業外での学習状況を適切な方法により把握し、その後の指導の改善等に生かしていくことが大切である。
- 指導計画の作成に当たっては、教科等や学習活動の特性に応じて、学校の授業以外の場で取り扱う学習活動と学校における授業との関連や、指導順序の変更を行う際の単元や題材などの内容のまとまりについて十分配慮することが重要である。
- 次学年又は次々学年への指導内容の移行を行う場合には、内容の系統性や関連性を踏まえてあらかじめ組織的に検討を行い、次学年又は次々学年の教育課程も含めて計画的な編成・実施がなされることが必要である。

②国語

- 言語活動を通して、人との関わりの中で、国語で伝え合う力を高めることは、学校の授業以外の場では困難と考えられるため、相手の話を受けて話をつないだり、それぞれの立場を踏まえて話し合ったり、文章を読んで感じたことや考えたことを伝え合ったりするなどの学習活動は、学校の授業で取り扱うことが望ましい。
- 学習の目標を理解した上で、経験したことや考えたことを書いたり、必要な文章を読んだりするなどの学習活動のうち、個人でも実施することが可能と考えられるものについては、これまでの学習状況を踏まえた上で、学校の授業以外の場で取り扱うことが考えられる。

③社会

- 児童が社会的事象から学習問題を見いだし、その解決への見通しをもつ活動や学習問題を追究・解決する活動、社会への関わり方を選択・判断する活動などは学校の授業で取り扱うことが望ましい。
- 児童が議論などを通して互いの考えを伝え合い、自らの考え方や集団の考え方を発展させることなどは、学校の授業で取り扱うことが望ましい。
- 上記の学習問題を追究する活動の中で、必要な情報を収集し、読み取る活動や、学習したことを基に学習問題に対する自分の考えをまとめたり、社会生活に生かそうとしたりする活動については、事前に十分に指導した上で学校の授業以外の場で取り扱うことが考えられる。その際、例えば児童がまとめたレポートやノートを集めるなどして、学習状況を確認することが大切である。

④算数

- 知識及び技能の習得や思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養に当たり、具体物を操作して考えたり、日常の事象を観察したり、児童にとって身近な算数の問題を解決したりするなどの具体的な体験を伴う学習を通して、数量や図形について実感を伴った理解をしたり、算数を学ぶ意義を実感したりすることは、学校の授業で取り扱うことが望ましい。
- 学習を主体的に、また、深い学びとするためには、算数の問題発見・解決の過程において、よりよい解法に洗練させていくための意見の交流や議論などの対話的な学びを適宜取り入れていくことが必要であり、このような学習活動は学校の授業で取り扱うことが望ましい。
- 学校の授業以外の場で取り扱う学習活動としては、教科書の問題演習や、学習した内容について自分の考えをまとめる活動などが考えられる。
- また、算数の学習で身に付けた資質・能力を生活や学習の様々な場面で活用することによって、児童にとって学習が意味あるものになり、数学のよさを実感を伴って味わうことができるようにするための活動なども、事前指導などをしっかりと行った上で、学校の授業以外の場で取り

扱うことが考えられる。

⑤理科

- 観察、実験などに関する基本的な技能の習得、また、観察、実験などを通じて自然の事物・現象について理解を図ることは、学校の授業以外の場では困難と考えられること、さらに、安全性の観点から学校の授業以外の場での実施が困難な活動が多いことから、問題を見いだし見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を基に考察し、結論を導きだすといった問題解決の活動は、学校の授業で取り扱うことが望ましい。
- 学校の授業以外の場で取り扱う学習活動としては、例えば、児童が見いだした問題を解決するために必要な情報を図書資料やウェブサイト、身の回りにある自然の事物・現象から集める活動などが考えられる。
また、学習内容を深く理解したり、理科を学ぶことの意義や有用性を実感したりするために、児童が学んだことを自然の事物・現象や日常生活に当てはめて考える活動なども学校の授業以外の場で取り扱う学習活動とすることが考えられる。

⑥生活

- 具体的な活動や体験を通すとともに、その文脈に即した学びを重視していることや、活動と思考が一体的であるという低学年児童の発達の特性を踏まえ、結果に至るまでの過程を丁寧に見取りながら行う指導と評価を重視していることから、一人一人の思いや願いの実現に向けた一連の学習活動は、できる限り学校の授業で行うことが望ましい。
- このことを踏まえ、例えば、家庭において家族が果たしている役割について調べたり、学校の授業で楽しかった季節の遊びを紹介して喜んでもらったりするなどの学校以外の場での活動や体験について、学校の授業において振り返り、気付きの質を高めていくことができるような授業を開拓していくことが考えられる。
- 学校の授業以外の場で取り扱う学習活動については、児童自身が学習の見通しをもてるよう丁寧な事前指導を行ったり、ワークシートなどの表現物を工夫したりするなど、低学年児童への配慮を行うことが重要である。
- 第3学年以降の学習等に円滑に移行できるよう、学習活動の重点化を行い、年度当初に予定していた内容の指導を第2学年までに終えるように努める。ただし、重点化を行ってもなお第2学年までに指導を終えられない場合には、次年度の第3学年において生活科を設けて取り扱うことが考えられる。

⑦音楽

- 表現の学習においては、試行錯誤しながら曲にふさわしい音楽表現を工夫したり、他者と協働しながら音楽表現を生み出したりする活動を通して学びが深まることから、これらの学習活動については学校の授業で取り扱

うことが望ましい。学校の授業以外の場で取り扱うことが可能な学習活動としては、歌詞を音読したり、曲の特徴に着目して音源を聴き、気付いたことや感じたことを書き留めたり、音源に合わせて歌ったり楽器を演奏したりすることなどが考えられる。

また、初めて取り扱う楽器などについては、学校の授業で取扱いなどについて事前に十分に指導を行った上で、学校の授業以外の場で学習活動を行うなどの配慮が必要である。

- 鑑賞の学習においては、音楽のよさを味わって聴いたり、感じしたことなどについて話し合ったりする活動を通して学びが深まることから、これらの学習活動については学校の授業で取り扱うことが望ましい。学校の授業以外の場で取り扱うことが可能な学習活動としては、教科書等を見ながら演奏の特徴に着目して音源を聴いたり、動画を見たりして、気付いたことや感じたことを書き留めることなどが考えられる。
- 指導順序の変更に際しては、音楽づくりや鑑賞の学習を、歌唱や器楽の学習のうち全員で歌ったり演奏したりする学習より先行して行ったり、知識や技能に関する学習の一部などを学校の授業以外の場で先に学習を進めておいたりするなどの工夫が考えられる。
- 学校の授業以外の場での学習活動の実施に当たっては、教科書記載のQRコードや公衆送信等で音源や動画が視聴できない児童への配慮についても留意する必要がある。

⑧図画工作

- 表現の学習においては、発想や構想に関する学習活動では、可能な範囲で、表したいことを見付けてみたり、どのように表すかについて、簡単な絵や言葉でかきとめる、材料に触れてみるなど方法を工夫して大まかに考えてみたりすることなどを学校の授業以外の場で取り扱うことが考えられる。実際につくったり表したりする学習活動は、個人の教材や教具を使用する、児童同士で用具の貸し借りをしないようにするなどの点に配慮し、学校の授業で取り扱うことが望ましい。また、近距離での活動となるような共同してつくりだす活動を計画している場合は、地域の感染状況等を見極めて題材の実施時期を見直すことが考えられる。
- 鑑賞の学習においては、これまでの学習状況を踏まえた上で、ワークシートなどを工夫することなどにより、可能な範囲で学校の授業以外の場で事前に教科書等の作品を鑑賞する活動を取り扱うことが考えられる。互いの表現を見合ったり作品などについて話し合ったりすることは、授業以外の場では困難と考えられることから、近距離での活動にならないよう留意しながら学校の授業で取り扱うことが望ましい。

⑨家庭

- 製作、調理等の実習の指導において、実習室の用具や機器、設備などを使用しなければ学習内容の理解や技能の習得を図ることが困難な学習活

動については、学校の授業で取り扱うことが望ましい。

- その際、調理実習については、感染状況に応じて、年間指導計画の中で指導順序を変更した上で、学校の授業で取り扱うことが望ましい。
- 児童が教科書の記述や家庭生活の様子を確認し自分の考えをまとめたり、実習等の計画を立案したり、自分なりに気付いたことをまとめたりする活動については、学校の授業での指導と適切に関連付けた上で、学校の授業以外の場で取り扱うことが考えられる。

⑩体育

- 児童が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動については、地域の感染状況等を踏まえ、運動の時間を段階的に長くしたり、年間指導計画の中で指導順序を入れ替えたりするなどの工夫が考えられる。
- 運動領域については、一般的には毎週 2～3 コマ程度の授業を実施することとなるが、夏季休業期間を短縮する場合で、熱中症事故の防止の観点から授業の実施が困難なときは、学校の授業以外の場で学習活動を行うこととすることが考えられる。
- その場合の学習活動の内容としては、個人や少人数で距離をとって実施する運動（遊び）でけがのリスクが低い運動（遊び）や、学習内容について理解し、自分の考えをまとめる活動などが考えられる。

⑪外国語

- 音声を聞いたり話したり、またそれらを通して十分に慣れ親しんだ語句や表現を段階的に読んだり書いたりして学習していくという、外国語科での学習の特質を踏まえて、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと【やり取り】【発表】」、「書くこと」の各領域の言語活動については学校の授業で取り扱うことが基本となる。
- その上で、例えば QR コード等で動画や音声の視聴ができない児童への配慮を行った上で、教科書記載の QR コード等を活用して、学校の授業以外の場で、動画や音声を視聴して、概要をとらえたり、わかったことを書いていたりして、次の授業の活動につなげることが考えられる。
- また、学習した表現等を繰り返し使うという外国語科での学習の特質を踏まえ、ある単元で学習する予定となっている学習内容の一部を、別の単元の授業で指導するといった工夫が考えられる。

⑫特別の教科 道徳

- 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）第 3 章第 3 の「指導計画の作成と内容の取扱い」の 1 において、道徳科の年間指導計画を作成するに当たって「第 2 に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。」とされていることを踏まえ、学校の授業で全ての内容項目を取り上げることが求められる。その上でどの内容項目

を授業でより重点的に指導するのかについては、各学校で十分に検討し、判断することが重要である。

⑬外国語活動

- 音声を聞いたり、話したりすることを繰り返して、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむという、外国語活動での学習の特質を踏まえるとともに、外国語を初めて学習することに配慮し、「聞くこと」、「話すこと〔やり取り〕〔発表〕」の各領域の言語活動については学校の授業で取り扱うことが基本となる。
- その上で、例えばQRコード等で音声を聞くことができない児童への配慮を行った上で、学校の授業以外の場で、教材に対応した音声データを聞くことで、内容をとらえたり、わかったことを書いたりして、次の授業の活動につなげることが考えられる。

(参考) 文部科学省小学校外国語活動教材「Let's Try!」音声データリンク一覧：

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1387503_00001.htm

- また、学習した表現等を繰り返し使うという外国語活動での学習の特質を踏まえ、ある単元で学習する予定となっている学習内容の一部を、別の単元の授業で指導するといった工夫が考えられる。

⑭総合的な学習の時間

- 総合的な学習の時間については、地域の教育資源の活用による多様な学習活動の充実を図ることが重要である。その際、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」(平成31年3月29日総合教育政策局長・初等中等教育局長通知)において、公民館や図書館、博物館、美術館及び青少年教育施設等の社会教育施設、社会教育関係団体、NPO・企業等の各種団体を含む地域や家庭等の協力を得て行う学習活動を念頭に「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を各学年における年間授業時数のうちの4分の1程度まで実施することができるとしていることを踏まえ、例えば、学校の授業においては「課題の設定」や「まとめ・表現」に係る学習活動を重点的に実施することが考えられる。

⑮特別活動

- 特別活動は、学級、学年、学校を単位とした集団生活におけるよりよい人間関係の形成を通して、学級や学校の生活の充実・向上を図る特質を有することから学校という場において行うことが基本となる。特に学級活動は、教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係の形成を通して学習や生活の基盤の形成に資する活動であることに鑑み、原則として毎週1コマ、学校の授業として行うこととして年間指導計画等の諸計画を見直すことが重要である。

- 特に学級生活における人間関係の形成、生活や学習の基盤の形成を重視することとし、例えば、（1）学級や学校における生活づくりへの参画では、「学級や学校における生活上の諸問題の解決」「学級内の組織づくりや役割の自覚」、（2）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全では、「よりよい人間関係の形成」、「心身ともに健康で安全な生活態度の形成」、（3）一人一人のキャリア形成と自己実現では、「希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成」「主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用」のうち、関連する内容に重点をおいて学級活動を展開することが考えられる。
- 児童会活動、クラブ活動、学校行事についても、それぞれの目標や必要性を確認して年間指導計画等の諸計画を見直すとともに、感染症対策を講じながら、児童や学校の実態に応じて創意工夫して実施することが求められる。

(2) 中学校

- ①各教科等に共通の考え方
 - 特に授業時数が限られている現下の状況にあっては、学習指導要領に規定されている内容を改めてよく確認し、それを効果的に指導する観点から、主たる教材である教科書及び教科書と併用できる教材について、授業において取り上げるべき箇所を確認することが重要である。なお、教科書における発展的な学習内容については、生徒の理解や習熟の程度に応じて必要に応じ学習するものであり、必ずしも全ての生徒が学習しなければならない内容ではない。
 - 学校の授業以外の場で取り扱う学習活動については、事前指導を十分に行なった上で取り組ませるとともに、生徒一人一人の授業外での学習状況を適切な方法により把握し、その後の指導の改善等に生かしていくことが大切である。
 - 指導計画の作成に当たっては、教科等や学習活動の特性に応じて、学校の授業以外の場で取り扱う学習活動と学校における授業との関連や、指導順序の変更を行う際の単元や題材などの内容のまとまりについて十分配慮することが重要である。
 - 次学年又は次々学年への指導内容の移行を行う場合には、内容の系統性や関連性を踏まえてあらかじめ組織的に検討を行い、次学年又は次々学年の教育課程も含めて計画的な編成・実施がなされることが必要である。その際には、令和3年度から新学習指導要領が全面実施されることに留意する。

②国語

- 言語活動を通して、人との関わりの中で、国語で伝え合う力を高めることは、学校の授業以外の場では困難と考えられるため、互いの考え方や立場を踏まえて話し合ったり、様々な文章を読んで考えたことを伝え合ったり

するなどの学習活動は、学校の授業で取り扱うことが望ましい。

- 学習の目標を理解した上で、感じたことや考えたことを書いたり、学習課題に応じて文章を読んだりするなどの学習活動のうち、個人でも実施することが可能と考えられるものについては、これまでの学習状況を踏まえた上で、学校の授業以外の場で取り扱うことが考えられる。

③社会

- 生徒が社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を踏まえて地域的特色、歴史の大きな流れについて理解したり、日常の社会生活と関連付けながら具体的な事例を通して、政治や経済などについての基本的な考え方や概念、制度や仕組みの意義や働きについて理解したりすることは、学校の授業で取り扱うことが望ましい。
- 生徒が、議論などを通して互いの考えを伝え合い、自らの考え方や集団の考え方を発展させることなどを通して思考力、判断力、表現力等を育成したり、それらの活動を通して学習内容の確かな理解と定着を図ったりすることは、学校の授業で取り扱うことが望ましい。
- 地理的分野、歴史的分野の学習においては、単元の導入時の学習の「見通し」を立てる活動や、単元末において自らの学習の「振り返り」を行う活動について、その後の生徒の学習の改善や、学校の授業における学習活動で活用できるよう、ワークシートを準備したり、学習ノートなどに記入するなどの指示を行ったりした上で、学校の授業以外の場で取り扱うこととすることが考えられる。また、「身近な地域の調査」の学習における情報を収集し読み取る活動などについて、学習活動の方法を指示した上で、学校の授業以外の場で取り扱うこととすることが考えられる。

公民的分野の学習においては、学校の授業で取り扱う学習活動を踏まえ、情報を収集して読み取る活動や、これを基に考察、判断した結果を表現する活動について、学校の授業以外の場で取り扱うこととすることが考えられる。

④数学

- 知識及び技能の習得や思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養に当たり、具体物を操作して考えたり、データを収集して整理したりするなどの具体的な体験を伴う学習を通して、数量や図形などの性質を見いだしたり、基礎的な概念や原理・法則などを実感を伴って理解したりすることは、学校の授業で取り扱うことが望ましい。
- 学習を主体的に、また、深い学びとするためには、数学の問題発見・解決の過程において、見いだした数や図形の性質などについて説明し伝え合う機会を設けたり、言葉や数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を用いて、論理的に考察し表現したり、その過程を振り返って考えを深める学習活動を取り入れていくことが必要であり、このような学習

活動は学校の授業で取り扱うことが望ましい。

- 学校の授業以外の場で取り扱う学習活動としては、教科書の問題演習や、学習した内容について自分の考えをまとめる活動などが考えられる。
- また、数学を活用した問題解決の取組において、自ら問題を見いだし、解決するための構想を立て、実践するような活動なども、事前指導などをしっかりと行った上で、学校の授業以外の場で取り扱うことが考えられる。

⑤理科

- 観察、実験などに関する基本的な技能の習得、また、観察、実験などを通じて自然の事物・現象について理解を図ることは、学校の授業以外の場では困難と考えられること、さらに、安全性の観点から学校の授業以外の場での実施が困難な活動が多いことから、問題を見いだし見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈するといった科学的に探究する学習活動は、学校の授業で取り扱うことが望ましい。
- 学校の授業以外の場で取り扱う学習活動としては、例えば、あらかじめ課題の解決に必要な情報を図書資料やウェブサイト、身边にある自然の事物・現象の観察等を通じて集める活動、学習したことの自然の事物・現象や日常生活に当てはめて考える活動、授業で行った実験結果の分析や考察を踏まえ、まとめのレポートを作成する活動などが考えられる。

⑥音楽

- 表現の学習においては、試行錯誤しながら曲にふさわしい音楽表現を創意工夫したり、他者と協働しながら音楽表現を生み出したりする活動を通して学びが深まるところから、これらの学習活動については学校の授業で取り扱うことが望ましい。学校の授業以外の場で取り扱うことが可能な学習活動としては、歌詞を音読して、言葉のもつ語感やリズムなどを感じ取ったり、曲の特徴に着目して音源を聴き、気付いたことや感じたことを書き留めたり、音源に合わせて歌ったり楽器を演奏したりすることなどが考えられる。
- 鑑賞の学習においては、音楽のよさを味わって聴いたり、感じたことなどについて話し合ったりする活動を通して学びが深まるところから、これらの学習活動については学校の授業で取り扱うことが望ましい。学校の授業以外の場で取り扱うことが可能な学習活動としては、教科書等を読みながら曲の概要や作曲された背景などについて理解したことをまとめたり、音楽や演奏の特徴に着目して音源を聴いたり動画を見たりして、気付いたことや感じたことを書き留めたりすることなどが考えられる。
- 指導順序の変更に際しては、創作や鑑賞の学習を、歌唱や器楽の学習のうち全員で歌ったり演奏したりする学習より先行して行ったり、知識や技能に関する学習の一部などを学校の授業以外の場で先に学習を進めておいたりするなどの工夫が考えられる。
- 学校の授業以外の場での学習活動の実施に当たっては、教科書記載のQR

コードや公衆送信等で音源や動画が視聴できない生徒への配慮についても留意する必要がある。

⑦美術

- 表現の学習においては、発想や構想に関する学習活動では、可能な範囲で、主題について考えてみたり、ワークシートやアイデasketchなどを工夫して大まかな構想を練ったりすることなどを学校の授業以外の場で取り扱うことが考えられる。実際に描いたりつくったりする学習活動は、個人の教材や教具を使用する、生徒同士で用具の貸し借りをしないようにするなどの点に配慮し、学校の授業で取り扱うことが望ましい。また、近距離での活動になるような共同で行う創造活動を計画している場合は、地域の感染状況等を見極めて題材の実施時期を見直すことが考えられる。
- 鑑賞の学習においては、これまでの学習状況を踏まえた上で、ワークシートなどを工夫することなどにより、可能な範囲で学校の授業以外の場で事前に教科書等の作品を鑑賞する活動を取り扱うことが考えられる。作品などについて説明し合ったり、批評し合ったりする活動は、授業以外の場では困難と考えられることから、近距離での活動にならないよう留意しながら、学校の授業で取り扱うことが望ましい。

⑧保健体育

- 生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動については、地域の感染状況等を踏まえ、運動の時間を段階的に長くしたり、年間指導計画の中で指導順序を入れ替えたりするなどの工夫が考えられる。
- 体育分野については、一般的には毎週2～3コマ程度の授業を実施することとなるが、夏季休業期間を短縮する場合で、熱中症事故の防止の観点から授業の実施が困難なときは、学校の授業以外の場で学習活動を行うこととすることが考えられる。
- その場合の学習活動の内容としては、個人や少人数で距離をとって実施する運動だけがのリスクが低い運動や、学習内容について理解し、自分の考えをまとめる活動などが考えられる。

⑨技術・家庭

(技術分野)

- 製作・制作・育成の実習等については、適切な工具や機器等を使用する必要があり、安全に作業を進めるために、十分な作業スペースを確保したり、機器等の使用前後に適切な消毒や手洗いを行わせたりすることなどの点に配慮した上で、学校の授業で取り扱うことが望ましい。
- その上で、例えば、各内容の技術に関連して調べたりまとめたりする活動や、特別な道具や機器等を要しない生物の育成等に係る実習については、事前・事後指導を適切に位置付けた上で、学校の授業以外の場で取り扱う

ことも考えられる。

- また、例えば道具の使い方等を調べる活動を学校の授業以外の場で取り扱うこととしたとしても、実際に製作・制作・育成等を行う前には、教師が生徒の理解の状況を確認するなど、安全や健康に関する事項の指導については十分な配慮が必要である。

(家庭分野)

- 製作、調理等の実習の指導において、実習室の用具や機器、設備などを使用しなければ学習内容の理解や技能の習得を図ることが困難な学習活動については、学校の授業で取り扱うことが望ましい。
- その際、調理実習については、感染状況に応じて、年間指導計画の中で指導順序を変更した上で、学校の授業で取り扱うことが望ましい。
- 見学・調査・実習等の校外で実施する学習の指導において、感染予防の観点から見学・調査等が実施できず、視聴覚教材の活用やロールプレイング等の活動をしなければ学習の理解を図ることが困難な学習活動については、学校の授業で取り扱うことが望ましい。
- 生徒が教科書の記述や家庭生活の様子を確認し自分の考えをまとめたり、実習等の計画を立案したり、自分なりに気付いたことをまとめたりする活動については、学校の授業での指導と適切に関連付けた上で、学校の授業以外の場で取り扱うことが考えられる。

⑩外国語

- 「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと〔やり取り〕〔発表〕」、「書くこと」の各領域の言語活動を通して、文法の規則性などに気付いたり、理解し使えるようにしていったりすることは、学校の授業でないと難しいと考えられるため、言語材料の理解や活用に係る内容は学校の授業で取り扱うことが必要である。
- 第3学年について、例えば旅行や買い物等の言語の使用場面特有の表現については、中学校第1学年及び第2学年でも一定程度扱っていると考えられるため、その状況を踏まえたうえで、学校の授業以外の場で取り扱うことが考えられる。また、「読むこと」に特化した学習活動については、他の単元及び中学校第1学年及び第2学年で一定程度行っていると考えられること、また訳文等を用意することで個人でも実施することが可能であると考えられることから、これまでの学習状況を踏まえたうえで、学校の授業以外の場で取り扱うことが考えられる。「話すこと」や「書くこと」に特化した学習活動についても同様である。
- 第1学年及び第2学年については、言語活動を通して、言語材料の理解や活用に係る内容を学校の授業で取り扱うことを基本とする。当該学年で学習する言語の使用場面特有の表現が上級学年においても扱われている場合には、上級学年で包括的に取り扱うことが考えられる。もしくは、音声や動画などの補助により個人学習が可能である場合には、学校の授業以

外の場で取り扱うことも考えられる。

なお、外国語については、扱う内容を学年で規定しておらず、また、学年ごとに教科書が発行されているため、令和3年度使用教科書が決定され次第、指導計画の策定に当たり、学習内容と生徒の学習負担について配慮することが求められる。

⑪特別の教科 道徳

- 中学校学習指導要領（平成29年告示）第3章第3の「指導計画の作成と内容の取扱い」の1において、道徳科の年間指導計画を作成するに当たって「第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。」とされていることを踏まえ、学校の授業で全ての内容項目を取り上げることが求められる。その上でどの内容項目を授業でより重点的に指導するのかについては、各学校で十分に検討し、判断することが重要である。

⑫総合的な学習の時間

- 総合的な学習の時間については、地域の教育資源の活用による多様な学習活動の充実を図ることが重要である。その際、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」（平成31年3月29日総合教育政策局長・初等中等教育局長通知）において、公民館や図書館、博物館、美術館及び青少年教育施設等の社会教育施設、社会教育関係団体、NPO・企業等の各種団体を含む地域や家庭等の協力を得て行う学習活動を念頭に「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を各学年における年間授業時数のうちの4分の1程度まで実施することができるとされていることを踏まえ、例えば、学校の授業においては「課題の設定」や「まとめ・表現」に係る学習活動を重点的に実施することが考えられる。

⑬特別活動

- 特別活動は、学級、学年、学校を単位とした集団生活におけるよりよい人間関係の形成を通して、学級や学校の生活の充実・向上を図る特質を有することから学校という場において行うことが基本となる。特に学級活動は、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係の形成を通して学習や生活の基盤の形成に資する活動であることに鑑み、原則として毎週1コマ、学校の授業として行うこととして年間指導計画等の諸計画を見直すことが重要である。
- 特に学級生活における人間関係の形成、生活や学習の基盤の形成を重視することとし、例えば、（1）学級や学校における生活づくりへの参画では、「学級や学校における生活上の諸問題の解決」、（2）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全では、「心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成」、（3）一人一人のキャリア形成と自己実現では、「主

体的な進路の選択と将来設計」のうち、関連する内容に重点をおいて学級活動を展開することが考えられる。

- 生徒会活動、学校行事についても、それぞれの目標や必要性を確認して年間指導計画等の諸計画を見直すとともに、感染症対策を講じながら、生徒や学校の実態に応じて創意工夫して実施することが求められる。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

(全体に関すること)

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室（内線2367）

(教科書発行者の提供する参考資料に関すること)

初等中等教育局教科書課（内線3288）

(国語に関すること)

初等中等教育局教育課程課教育課程第3係（内線3706）

(社会並びに家庭及び技術・家庭に関すること)

初等中等教育局教育課程課教育課程総括係（内線2073）

(算数及び数学並びに理科に関すること)

初等中等教育局教育課程課教育課程第2係（内線2613）

(音楽並びに図画工作及び美術に関すること)

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室（内線3163）

(体育及び保健体育に関すること)

スポーツ庁政策課学校体育室（内線2674）

(外国語及び外国語活動に関すること)

初等中等教育局情報教育・外国語教育課外国語教育推進室

（内線3787）

(生活、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関すること)

初等中等教育局教育課程課教育課程第1係（内線2903）